

**笠岡市高齢者福祉計画・
笠岡市介護保険事業計画
(ゲンキプラン21-IX)
【素案】**

令和5年12月
岡山県笠岡市

目次

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の法的根拠.....	3
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画策定の体制.....	5
第6節 計画見直しにおける基本的な考え方について.....	6
第2章 高齢者に関する現状と今後の推移	8
第1節 人口および世帯の現状.....	9
第2節 要支援・要介護認定者, 要支援・要介護認定の申請件数, 年齢構成別 要支援・要介護認定率, 認知症高齢者の現状.....	10, 7
第3節 人口および要支援・要介護認定者数の将来推計.....	10
第4節 高齢者の生活に関するアンケート調査結果.....	10
第5節 要介護高齢者の介護に関する調査結果.....	16
第6節 日常生活圏域.....	23
第3章 第8期計画(ゲンキプラン21ーⅧ)に関する取組と評価	24
第1節 介護保険サービスの進捗状況.....	24
第2節 第8期計画の目標進捗状況.....	29
第4章 計画の基本構想	34
第1節 基本理念.....	34
第2節 基本目標.....	35
第3節 施策体系.....	36
第4節 笠岡市の目指す地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現.....	37
第5章 基本目標1 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために	39
第1節 積極的な社会参加の継続と促進.....	39
第2節 地域での支えあいの推進.....	43
第6章 基本目標2 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために	48
第1節 健康づくり・介護予防の推進.....	48
第2節 在宅医療と介護連携の推進.....	55
第3節 認知症施策の推進.....	58
第4節 地域包括支援センターの機能強化.....	65
第5節 地域共生による相互支援のまちづくり.....	68

第7章 基本目標3 自分に合う環境で安心して暮らせるために	69
第1節 住まい方の支援・施設等の充実.....	69
第2節 日常生活の支援.....	72
第3節 高齢者虐待防止・権利擁護.....	75
第4節 島しょ部の介護・福祉の推進.....	77
第8章 基本目標4 効率的で適正な介護保険サービスの提供	81
第1節 介護保険サービスの適正な運営.....	81
第2節 介護保険制度の持続可能性の向上.....	86
第3節 介護保険サービスの基盤整備.....	89
第4節 サービス別事業量の見込み.....	90
第5節 保険料の算定.....	95
第9章 計画の推進について	96
第1節 広報体制の充実.....	96
第2節 推進体制の確立.....	96
第3節 計画の進捗管理と評価.....	96

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

平成12年(2000年)4月に介護保険制度が開始されてから、20年以上が経過しました。この間に、高齢者¹を取り巻く状況は大きく変化し、今や笠岡市の高齢化率は37%を超え、令和22年(2040年)には人口の約45%が高齢者となろうとしています。

笠岡市では、令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度を計画期間とする「笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画(ゲンキプラン21-Ⅷ)」において、団塊の世代²が75歳以上となる2025年を目指して、地域包括ケアシステムの構築を推進するための様々な施策に取り組んできました。

現在の笠岡市の高齢者を取り巻く状況としては、団塊の世代が後期高齢者³となり、医療・福祉のニーズの高まりが予測される一方、総人口、特に生産年齢人口の低下が続くことから、笠岡市の産業・経済の維持と医療・福祉分野の人材確保に向けて大きな課題が生じると予想されています。そうした状況の中、令和22年(2040年)には団塊の世代は90歳を迎え、85歳以上人口の割合が増加するとともに、団塊ジュニア世代⁴の高齢化が始まり、高齢者人口は当面横ばいで推移するとともに、地域活動主体の多くが高齢者となることが課題となります。また、国の推計において、本市を含む井笠圏域は令和17年(2035年)頃に介護サービス利用者数の見込みはピークに達し、その後減少に転じる見込みとなります。

こうした現状を踏まえ、令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度を計画期間とする笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画(以下「本計画」)では、2025年はもとより、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年を見通して、「医療」・「介護」・「住まい」・「介護予防」・「生活支援」を一体的に進める高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」をベースとして、笠岡市および日常生活圏域の実情に応じて、地域資源を活用し、地域の多様な主体が助け合う地域共生社会を実現するとともに、医療や介護保険などの公的サービスとの連携を図り、地域の高齢者の健康と生きがいの向上を目指すものとします。

第2節 計画の位置づけ

「第7次笠岡市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく「笠岡市地域福祉計画」、健康増進法第8条第2項に基づく「笠岡市健康づくり計画」、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定しています。

1 高齢者

本計画においては、主に65歳以上の者

2 団塊の世代

本計画においては、昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)に生まれた世代のことをいう。

3 後期高齢者

75歳以上の者

4 団塊ジュニア世代

本計画においては、昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)に生まれた世代のことをいう。

また、2040年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを深化・推進し、増大する医療・福祉による社会の負担をいかに乗り切るかを踏まえた対策を始めることとされています。

介護保険事業計画は、第6期計画(平成27年度～29年度)以降の各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築していく「地域包括ケア計画」として位置づけられました。そのため、地域包括ケアシステムを中核的な基盤に、地域共生社会の実現を目指していくこととなるため、本計画を引き続いて「笠岡市地域包括ケア計画」と位置づけます。

第3節 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉推進計画」および介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉推進計画」は、すべての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する施策を計画の対象とします。

また、「介護保険事業計画」は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものであり、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を図るための方策等を定めます。

第4節 計画の期間

本計画は、令和6年(2024年)度～令和8年(2026年)度までの3年間の計画として策定します。

また、中長期的には、団塊の世代が90歳以上を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた計画としています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
総合計画	第7次		第8次笠岡市総合計画 (R8～R15)									
健康づくり計画	第2期	第3期 (R7～R16)										
高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画	第9期 (R6～R8)		第10期 (R9～R11)			第11期 (R12～R14)						
地域福祉計画	第3次 (R6～R11)					第4次 (R12～R17)						

第5節 計画策定の体制

「笠岡市福祉介護合同協議会設置運営要領」に基づき、保健・医療・福祉について知識、経験を有する者や被保険者および市民代表(公募)等からなる「笠岡市福祉施策審議会」と「笠岡市介護保険運営協議会」が合同で「笠岡市福祉介護合同協議会」を開催し、第9期計画を策定します。

具体的には、第8期計画の達成状況や課題を検討し、第9期計画の原案を検討した後、パブリックコメント手続きを実施して、保健・医療・福祉関係者や市民からの意見を踏まえて計画を策定します。

計画の素案策定にあたっては、日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査の結果を踏まえ、地域包括ケア推進室、長寿支援課、健康推進課を中心に岡山県と連携を図りながら策定しました。

第6節 計画見直しにおける基本的な考え方について

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域において、地域づくりに参画し、その自主性と主体性を尊重しながら地域の活動に参加できる地域包括ケアシステムを構築していくことが望まれています。

また、公的支援としての医療・介護・福祉・住まい・生活支援などの多様なサービスを本市の地域の実情に応じて適切に提供するとともに、地域住民による地域の活力と地域社会の持続性を高める活動を支援することで、地域住民同士の相互支援の仕組みを強化し、それらを組み合わせてコーディネートしていくことが、豊かな地域生活を構築することにつながります。

(2) 2040年に向けた介護人材の確保・育成

今後増加することが見込まれる福祉事業において、必要な人材を確保するための積極的な取組が求められています。

現在の人材の確保に向けては、介護職員等の処遇改善やスキルアップ、離職防止に向けた定住促進やDX等による業務効率の向上、外国人人材の受入れ等を強化することが求められています。

また、将来の人材確保に向けては、医療・福祉産業の魅力向上と広報PR、次世代への福祉教育の強化、外国人に対する市民の理解の促進、福祉人材の定住策の強化などが考えられます。

これらの施策を実施することで、2040年に向けて必要な介護人材を確保・育成して定着させ、持続可能な医療・福祉を提供していくよう努めることが重要です。

(3) 介護サービスの質の向上

介護サービスの向上に向け、それぞれの日常生活圏域におけるニーズを把握し、必要なサービスを適度に提供できるサービス体制の構築が求められています。

一方で、高齢者の自立を損なわないよう、過度なサービス提供を実施するのではなく、適切なアセスメントにより、高齢者の状態や地域の状況等を考慮して、必要なニーズを把握し、提供していくことも必要となります。

また、一人ひとりに充実したサービスを提供するため、事業者側にもスキルアップや効率化が求められており、ICTを用いた業務効率化や連携強化、ロボテクスによる負担軽減などを支援していくことが必要です。

さらには、高齢者本人やその家族、かかりつけ医やサービス事業所の連携と意思疎通がますます重要となることから、アドバンス・ケア・プランニングの普及や重層的・包括的相談支援体制の強化などにより、本人の自主性や尊厳を尊重した支援が、関係者の理解の元に実施される体制を強化することが必要です。

(4) 介護保険制度の持続可能性の向上

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉の持続可能性を高め、将来にわたって安定したサービス提供を維持するための取組が必要となっています。

市民が介護保険や高齢者福祉に関する理解を深め、内容を正しく理解することによって、自主的な地域サービスの創造と参画、介護保険料の納入への意識を高めていくことにより、多彩なサービス提供と安定した財政運営を継続することができます。

また、利用者の自立を阻害しない適切なケアプランの実施や、介護保険サービス外を含めた多様な地域サービス等との連携強化などにより、高齢者の自主性・自立性を尊重した制度運営を促進するとともに、地域の活性化や高齢者の介護予防の普及、社会参加による地域の活性化など、それぞれの地域でいきいきと暮らせる仕組みの一部として、公的サービスの位置づけを確立することが求められます。

(5) 行政手続きにおけるデジタル化による市民の利便性向上と行政運営の効率化

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方自治体は介護保険分野を含む対象業務の標準化・共通化システムへ移行することが求められています。

介護保険制度においては、介護保険システムと自治体内部の基幹系システムとの連携や、自治体間との連携や転出入など手続き、あるいは本市では要介護認定審査会などが別システムとして運用しており、個別にシステム上の連携を行っていることや紙媒体が前提となった事務処理が往々にしてあります。

こうした課題に対応するため、システムの標準化と連携を、デジタル化により行政運営の効率化につなげ、信頼できる持続的な高齢者福祉・介護保険運営体制の構築を行っていく必要があります。

また、市民の利便性を向上するために、高齢者・介護保険分野においても、申請のデジタル化を行っていく必要があります。

高齢者をはじめとして、年齢が上がるにつれてデジタルの恩恵を受けられる層と受けられない層の情報格差が存在する一方で、中長期的には、スマートフォンをはじめとしたインターネットによる情報機器を活用してきた世代が高齢者になっていきます。そうした背景に加えて、社会では家族形態の変化により、高齢者自身が手続きを行う必要や、遠方の家族や介護保険事業所といった関係者が行う場合があります。

こうしたことから、窓口での手続きの負担軽減や申請のデジタル化を図るなど、様々な事業の取組を実施するうえで、こういった観点を取り入れていくこととします。